

広島市立学校体育施設開放事業の手引き

令和 7 年 (2025 年) 4 月

(保存版)

広 島 市

学校体育施設開放事業について

1 目的

学校の施設は、本来、学校教育のために設けられたものですが、学校教育法、社会教育法及びスポーツ基本法によれば、学校の教育に支障のない限り、社会教育及びスポーツのための利用に供することになっています（※ P 4 参照）。

今日、社会環境の変化により、市民の皆さんのスポーツ活動への欲求が増大する中で、子どもたちの安全な遊び場の確保や生涯スポーツの振興という観点から学校体育施設の開放を行うことが求められています。

本市では、市民の皆さんが健康や体力増進を図るための場として、広島市立小学校、中学校及び高等学校の体育施設を学校体育施設開放事業として、積極的に開放しています。

2 実施主体

学校体育施設開放事業は、年間を通して事業の具体的な実施を、開放校ごとに組織された学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託し、運営委員会が主体となって運営します。

3 開放校等の指定

市は、体育施設の内容及び地域の実情等を勘案し、学校体育施設開放事業の実施場所となる市立学校及びその体育施設を指定します。

4 開放する体育施設

学校体育施設開放事業で開放する体育施設は、次のとおりです。

- (1) 小学校、中学校及び高等学校の屋外運動場と屋内運動場
- (2) 中学校の武道場

5 利用者

学校体育施設開放事業の利用者は次のとおりとします。

＜スポーツ開放＞

運営委員会に登録されたスポーツ活動を目的とした非営利団体であること。

現在、利用対象者を原則として開放区内（高等学校は行政区内）としていますが、空き状況等に応じて開放区外の団体も利用できることとしています。

つきましては、開放区外の団体から利用についての相談があった際は、開放区内の団体等に支障がない範囲で、各運営委員会の利用調整状況等の実情に応じて判断していただき、広域的な利用について、ご協力いただくようお願いいたします。

＜遊び場開放＞

運営委員会に登録された原則として当該学校区内に居住している者で構成する非営利団体で、かつ成人の指導者が責任者となっていること。

運営委員会は、団体登録要領等を定め、利用団体を把握します。また、利用希望団体は運営委員会に登録する際、団体は登録団体申請書を提出します（※ P 8・P 9 参照）。

6 行事等での使用

町内運動会、各種スポーツ大会等は、学校体育施設開放事業に該当しません。これらの行事の際に、学校の体育施設を使用される場合は、学校長に「学校体育施設使用許可申請書兼使用料減免願」を提出し、許可を得てください。

7 開放日及び開放時間

開放できる日は、あくまで学校教育活動が実施されていないときで、次のとおりです。

- (1) 平日の夜間
- (2) 学校休業日（土曜日、日曜日、国民の祝日、夏季・冬季・学年末休業日）

開放時間帯は、原則として、次の表のとおりですが、学校や地域の実情、季節等を考慮し、それぞれの開放校ごとに定めることになっています。

〈開放時間表〉

区 分		平 日	学校休業日
屋外運動場	夜間照明設備設置の施設	17:30～21:00	9:00～21:00
	夜間照明設備未設置の施設		9:00～18:00
屋 内 運 動 場		17:30～21:00	9:00～21:00
武 道 場		17:30～21:00	9:00～21:00

8 運営委員会

(1) 構成等

運営委員会は、各種団体（学区体育団体、学区子ども会育成協議会、PTA、町内会及び青年団体等）の代表者、使用団体の代表者、スポーツ推進委員、学校教職員等、その他の関係者からなる委員をもって組織され、委員の中から選出された委員長を中心にこの事業を進めていきます（広島市との連絡調整を円滑に行うために、地域スポーツの推進役であるスポーツ推進委員を運営委員会の構成メンバーに加えてください。）。

運営委員会は、規約を定め（※ P10・11 参照）、事務局長が本事業に必要な事務処理を行うこととします（会計事務及び書類作成・提出事務を含む。）。

運営委員会の全ての仕事が、委員長一人の責任にならないように、規約に基づき、それぞれの役割を分担するように配慮してください。

(2) 運営委員会との委託契約

運営委員会は、次の仕様書に基づいて、市と業務委託のために契約の締結を行い、委託料を受け取ります。よって、運営委員会及び管理員は、仕様書にある業務を遂行することになります。

9 実施上の留意点

(1) 運営委員会について

- ア 運営委員会は、仕様書にも定めてあるように、原則、毎月1回開催し、登録団体の使用日時等を調整してください。
- イ 登録団体については、より一層多くの市民が利用でき、市民のスポーツ活動の場が拡大できるよう、利用対象者の範囲を原則として小学校区としながらも中学校区に広げるなど、広域的な利用ができるよう柔軟に対応してください。
- ウ 使用調整に当たっては、特定の団体だけが、長時間にわたって専用することがないように、また、使用希望団体・グループが平等に使用できるように努めてください。
- エ 運営委員会を開催する前には、学校との情報交換を十分に行い、学校教育に支障のないように月々の使用計画を立て、使用日時、団体等が決まったら速やかに学校へ実施計画書を提出し、写しを市へ提出してください。
- オ 運営委員会は、常時、学校との連携を密にし、学校から開放事業にかかわる指導を受けた場合は、ただちに使用団体に対し、周知徹底し、開放事業の適正化に努めてください。
- カ 学校体育施設開放事業の実施については、運営委員会で行うものです。特に、各書類の作成及び提出、会計簿の作成等事務処理については、事務局長を定め、責任をもって行ってください。
なお、運営上必要な書類の記入等については、別紙を参照してください。
- キ 事故が起きた場合や学校開放事業の実施上で問題が生じた場合は、速やかに学校又は市に連絡してください。

(2) 使用について

ア 使用者のマナー

当該事業は、地域住民と学校の相互信頼のうえに成り立っています。翌日の学校教育に支障がないよう、使用者一人ひとりが、「学校は、子どもたちや私たちのもの」という認識のもとに、使用者に対して、常にルールやマナーについて指導してください。

そのためには、運営委員会で使用者の心得等を定め、プリントや掲示等により、使用者全員にあらゆる機会をとおして、周知徹底してください。

イ 学校内完全禁煙

平成15年9月1日から市立学校における学校内完全禁煙が実施されました。については、この取り組みについて趣旨を理解いただき、利用者に周知徹底してください。

ウ 夜間照明設備の利用

学校周辺住民への配慮、省エネルギー対策及び経費の軽減等の観点から、特に次の点に留意してください。

- (ア) 明るいときは点灯しないこと
- (イ) 消灯時間は、厳守すること
- (ウ) 必要な場所以外の照明はしないこと

エ 事故防止

スポーツ活動に際しては、使用する器具等の安全を確かめてください。また、準備運動や整理運動の不足や、ちょっとした気の緩み、無理な活動、疲労などから事故が発生しがちです。したがって、くれぐれも安全に留意してください。また、使用者には傷害保険等への加入を勧めてください。

オ 熱中症事故防止

近年、暑さが厳しさを増しており、熱中症による事故の危険性が高まっております。特に、夏季期間は、熱中症指数等により活動の可否を判断し、活動中はこまめな水分・塩分補給を行い、熱中症事故の防止に努めてください。

カ 損害賠償

使用者は、施設・設備等を破損しないよう十分留意してください。万一、施設、設備等を破損し、または滅失したときは、故意、過失を問わず、損害を賠償していただきます。特に、翌日の学校教育に支障をきたすことのないよう、早急に措置してください。

10 子どもの安全確保について

学校体育施設開放における子どもの安全については、管理員や指導者の配置及び連絡網の確認等、特に注意をしてください。

開放時は関係者以外が学校内に立入らないように早めに大人が校門に立つなど注意を払うとともに、開放時間中は門を閉め、不審な行動をする者を発見した場合には直ちに警察に連絡してください。また、学校から自宅までの行き帰りの安全確保についても、十分に配慮してください。

参 考

〈学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）〉

第 137 条 学校教育に支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

〈社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）〉

第 6 章 学校施設の利用
(学校施設の利用)

第 44 条 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

〈スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）〉

(学校施設の利用)

第 13 条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

広島市立学校体育施設開放事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民が健康や体力の維持・増進を図るため、広島市立小学校、中学校及び高等学校の体育施設（以下「体育施設」という。）を使用すること（以下「学校体育施設開放事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 学校体育施設開放事業は、広島市（以下「市」という。）が行う。

(指定)

第3条 市は、体育施設及び地域の各実情を勘案し、学校体育施設開放事業の実施場所となる市立学校（以下「開放校」という。）を指定する。

2 開放する体育施設は、屋外運動場、屋内運動場及び武道場とする。ただし、武道場については、武道のみに使用するものとする。

3 その他の体育施設については、当該体育施設の内容及び地域の各実情を勘案し、市が指定する。

(開放の方針)

第4条 開放校の校長は、学校教育に支障のない限り、体育施設を学校体育施設開放事業に供するものとする。

(運営委員会)

第5条 開放校ごとに組織された学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、市の委託を受け、学校体育施設開放事業の円滑な運営に当たるものとする。

(管理員)

第6条 運営委員会は、学校体育施設開放事業の実施に当たり、登録団体の中から管理員を選び、置くものとする。

2 管理員は、運営委員会の指示を受け、学校体育施設開放事業の目的を尊重し、学校体育施設開放事業中における当該体育施設の保全管理及び使用者の安全確保に当たるものとする。

(形態及び使用者)

第7条 学校体育施設開放事業の形態は、スポーツ開放及び遊び場開放とする。

2 体育施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 小学校及び中学校のスポーツ開放においては、原則として当該開放区内に居住している者で構成するスポーツ活動を目的とした非営利団体で、成人の指導者が当該団体の責任者となっており、運営委員会に登録されているもの

(2) 高等学校のスポーツ開放においては、原則として当該開放校の行政区内に居住している者で構成するスポーツ活動を目的とした非営利団体で、成人の指導者が当該団体の責任者となっており、運営委員会に登録されているもの

(3) 遊び場開放においては、原則として当該開放区内に居住している者で構成する非営利団体で、成人の指導者が当該団体の責任者となっており、運営委員会に登録されているもの

(手続き方法)

第8条 体育施設を使用しようとする者は、運営委員会の調整を受け、使用するものとする。

(実施計画書)

第9条 運営委員会は、市の委託を受けた後、速やかに実施計画書を提出し、その承認を受けなければならない。

(実施報告書)

第10条 運営委員会は、市に対し、委託期間満了の日から10日以内に実施報告書を提出しなければならない。

(委託料)

第11条 市は、学校体育施設開放事業の実施に要する費用として、委託料を運営委員会に支払う。

(電気料の徴収)

第12条 この体育施設の使用に当たって生ずる照明設備の電気料については、使用者がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する照明設備の電気料の額及び徴収方法については、別に定める。

(現状回復義務)

第13条 使用者は、体育施設の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、体育施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

広島市立学校体育施設開放事業仕様書

1 運営委員会の業務

運営委員会は、学校体育施設開放事業を円滑に実施するため、次の業務を行う。

- (1) 使用団体の受付、審査及び登録に関すること
- (2) 使用申込みの受付、調整及び許可に関すること
- (3) 運営委員会名簿、運営委員会規約、登録団体名簿、実施計画書、実施報告書及び収支決算書の提出
- (4) 開放施設の安全、管理に関すること
- (5) 管理員の依頼及び運営指導
- (6) 当該学校との連絡調整
- (7) 会議の開催（原則月1回の使用調整会議を含む。）

2 管理員の業務

管理員は、運営委員会及び当該学校と連絡を保ちながら次の任務に当たるものとする。

- (1) 開放時間までに開放校に出向き、開放施設の引継ぎを受ける。
- (2) 開放時間中は、使用者の活動が正常かつ円滑に行われるよう管理に当たる。
- (3) 子どもが活動する際は、管理員や指導者の配置及び連絡網の確認等、万全を期して実施する。
- (4) 開放時間中に事故が発生した場合は、病院等関係機関において適切な処置を行い、速やかに運営委員会、当該学校及び市に報告する。
- (5) 開放時間終了後は、開放施設の異常の有無を点検し、異常があった場合には、原状に復するよう使用者に指示し、確認する。
- (6) 開放時間終了後は、「学校体育施設開放事業体育施設使用報告書」に必要事項を記入し、当該学校に提出する。

3 開放日及び開放時間帯

開放日及び開放時間帯については、学校教育活動時間帯以外で、原則として次のとおりとする。

< 開放時間 >

区 分	平 日	学校休業日
屋外運動場	夜間照明設備設置の施設	17:30~21:00 9:00~21:00
	夜間照明設備未設置の施設	17:30~21:00 9:00~18:00
屋内運動場	17:30~21:00	9:00~21:00
武道場	17:30~21:00	9:00~21:00

4 委託料

- (1) 委託料は、承諾書に掲げる額を限度とし、前金払いとする。
- (2) 年間開放時間が330時間に満たない場合は、次の式により算出した額を速やかに返還するものとする。※時間単価は変更となる場合があります。

$$(330 \text{ 時間} - \text{開放時間数}) \times 90 \text{ 円}$$

- (3) その他、剰余金が生じた場合は、速やかに返還するものとする。

5 その他

- (1) 事業内容に変更が生じた場合は、事業変更計画書等を速やかに提出するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して、これを定める。

参 考 例

広島市立_____学校体育施設開放事業運営委員会団体登録要領

学校体育施設を使用しようとする団体は、次により運営委員会に登録するものとする。

1 登録の方法

- (1) 登録を受けようとする団体は、所定の団体登録申請書を運営委員会に提出する。
- (2) 運営委員会は、申請書を審査し、適当と認めた場合は、申請者にその旨を通知する。
- (3) 承認された内容に変更が生じた場合には、運営委員会にその旨を届け出る。

2 登録団体の要件

- (1) 団体の名称が他の団体と明確に区別できること
- (2) 代表者が明確であること
- (3) 10人以上の会員が継続して活動する団体であること（遊び場開放を除く）
- (4) スポーツ活動を目的とした非営利団体であること

3 登録団体の取消し

運営委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときには、これを取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により、登録の承認を受けたとき
- (2) 登録団体としての要件を欠いたとき
- (3) 長期間にわたり、体育施設の使用がなされていないとき
- (4) 施設の使用等にあたって、他に迷惑をかけるような行為があったとき
- (5) 登録団体として、不相当と認められる行為があったとき

広島市立_____学校体育施設開放事業運営委員会団体登録申請書

令和 年 月 日

_____学校体育施設開放事業
運 営 委 員 会 委 員 長 様

団体名 _____

代表者名 _____ 印

次のとおり、学校体育施設の使用団体として登録したいので申請します。

団 体 名					
代 表 者	名 前				
	住 所				
	電話番号				
構 成 員		指導者 人	会員 男 人 女 人	合計 人	
活 動 内 容					
管 理 員	名 前				
	住 所				
	電話番号				

参 考 例

広島市立_____学校体育施設開放事業運営委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、広島市立_____学校体育施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は委員長指定の場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、広島市立学校体育施設開放事業実施要綱に基づき、広島市立_____学校体育施設開放事業（以下「学校体育施設開放事業」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校体育施設開放事業の実施に関すること。
- (2) 運営委員会の運営に関すること。
- (3) 学校との連絡調整に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(組 織)

第5条 本会は、各種団体の代表者、使用団体の代表者、学校教職員等、その他の関係者からなる委員をもって組織する。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 委員長及び監事は、運営委員会会議（以下「会議」という。）において選出する。

2 副委員長は、会議の承認を経て委員長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第10条 会議は、委員長がこれを召集し、議長となる。

2 会議は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 事業の実施に関する事。

(2) 予算及び決算に関する事。

(3) 事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 役員改選に関する事。

(5) 規約の改廃に関する事。

(6) その他、本会の運営に関する事。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局長は、委員の中から委員長が指名する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。